

○滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例

平成24年12月28日

滋賀県条例第64号

改正

令和6年3月19日条例第3号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例を
ここに公布する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条
例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第
1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（第3条から第6条ま
でにおいて「基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛
生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導または支援により、
心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障することを目的とす
る。

(一部改正〔令和6年条例3号〕)

(設備および運営の向上)

第4条 知事は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設の設置者（次条およ
び別表第1において「設置者」という。）に対し、基準を超えてその設備および運営を向
上させるよう勧告することができる。

第5条 設置者は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該児童
福祉施設の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている児童福祉施設において、
基準を理由として、その設備または運営を低下させないよう努めなければならない。

(設備および運営に関する基準)

第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 助産施設 別表第2
- (2) 乳児院 別表第3
- (3) 母子生活支援施設 別表第4
- (4) 保育所 別表第5
- (5) 児童厚生施設 別表第6
- (6) 児童養護施設 別表第7
- (7) 福祉型障害児入所施設 別表第8
- (8) 医療型障害児入所施設 別表第9
- (9) 児童発達支援センター 別表第10
- (10) 削除
- (11) 児童心理治療施設 別表第12
- (12) 児童自立支援施設 別表第13
- (13) 児童家庭支援センター 別表第14
- (14) 里親支援センター 別表第15

(一部改正〔平成29年条例10号・令和6年3号〕)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保育所の職員の特例)

- 2 別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなす。この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所にあつては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(一部改正〔平成26年条例7号・27年43号・令和5年18号〕)

- 3 保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

（追加〔平成28年条例11号〕）

- 4 別表第5第2項第2号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した保育士の数が1人となるときは、設置者は、当該保育士に加えて、他の保育士または保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を1人置かなければならない。

（追加〔平成28年条例11号〕）

- 5 開所時間が1日につき8時間を超える保育所であつて、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員を別表第5第2項第2号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員を同号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を保育士とみなすことができる。

（追加〔平成28年条例11号〕）

- 6 第2項、第3項および前項の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数の3分の1以下の数としなければならない。

（追加〔平成28年条例11号〕）

（児童養護施設の職員の特例）

- 7 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の法第43条の2に規定する虚弱児施設であつて、改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、別表第7第2項第5号中「児童指導員および保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士および看護師」とする。

（一部改正〔平成26年条例78号・28年11号〕）

（福祉型障害児入所施設の設備の特例）

8 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、別表第8第1項第7号において準用する別表第7第1項第4号ア（イ）の規定の適用については、同号ア（イ）中「4.95平方メートル（乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあつては、3.3平方メートル）」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（一部改正〔平成26年条例78号・28年11号〕）

（児童自立支援施設の職員の資格の特例）

9 平成10年4月1日前において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、別表第13第1項第5号から第7号までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

（一部改正〔平成26年条例78号・28年11号〕）

付 則（平成26年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年条例第59号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第78号）

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行）

付 則（平成27年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1項第4号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

付 則（平成29年条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3第2項第1号キ、別表第4第2項第7号アおよび別表第14第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年条例第24号）抄

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年条例第4号）抄

改正 令和5年5月16日条例第32号

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（感染症の予防およびまん延の防止に関する措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定通所支援基準条例別表第1第1項第13号イ（新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項（第2号に限る。）から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。）、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第11項第2号（新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）別表第1第5項第3号、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第32号）第4条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「令和5年新指定障害福祉サービス基準条例」という。）別表第1第1項第9号ウ（令和5年新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号ウおよび第2号ウならびに第6項第1号エ、第2号および第3号、別表第5第7項、別表第12第9項ならびに別表第13第5項において準用する場合を含む。）および別表第2第9項第2号（令和5年新指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第7号ウおよび第2項第1号、別表第4第1項第7号および第2項第1号、別表第7第1項第5号および第2項第1

号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第1号、別表第14第1項第10号、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例別表第16項第2号、新障害福祉サービス事業基準条例別表第1第12項第2号（新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第9項第3号、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例別表第10項第2号、新福祉ホーム基準条例別表第9項第2号ならびに新障害者支援施設基準条例別表第17項第2号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

（一部改正〔令和5年条例32号〕）

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定通所支援基準条例別表第1第1項第15号の2（新指定通所支援基準条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項（第2号に限る。）から第3項まで、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。）、新指定障害児入所施設等基準条例別表第1第14項（新指定障害児入所施設等基準条例別表第2第4項において準用する場合を含む。）、新児童福祉施設基準条例別表第1第7項、令和5年新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第1項第10号（令和5年新指定障害福祉サービス基準条例別表第1第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号ウおよび第2号ウならびに第6項第1号エ、第2号および第3号、別表第2第13項、別表第3第1項第9号および第2項第1号、別表第4第1項第7号および第2項第1号、別表第5第7項、別表第7第1項第5号および第2項第1号、別表第8第1項第5号および第2項第1号、別表第9第6項、別表第10第8項、別表第11第1項第3号および第2項第2号、別表第12第9項、別表第13第5項、別表第14第1項第10号、第2項第8号および第3項第5号ならびに別表第16第5項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例別表第19項、新障害福祉サービス事業基準条例別表第1第14項（新障害福祉サービス事業基準条例別表第2第11項、別表第3第5項、別表第4第5項、別表第5第6項、別表第6第10項および別表第7第3項において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例別表第12項、新福祉ホーム基準条例別表第11項および新障害者支援施設基準条例別表第20項の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(一部改正〔令和5年条例32号〕)

(児童福祉施設に係る経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に設置されている第3条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)別表第8第2項第1号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例別表第8第2項第1号イの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 13 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例別表第8第2項第3号に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例別表第8第2項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 14 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例別表第10第2項第1号に規定する福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項第1号ウ後段の規定は、令和4年3月31日までの間は、適用しない。

付 則 (令和3年条例第25号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第6第3項第1号の改正規定および第3条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第10の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年条例第34号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者の当該乳児院等の長となる資格については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年条例第20号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年条例第18号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における児童福祉施設(保育所を除く。)の設置者または長に対する改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設

備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第8項の規定の適用については、同項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、同項第4号中「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、同項第5号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 3 新条例別表第1第9項第2号に規定する自動車を日常的に運行する場合において同号のブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備えることおよび当該装置を用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。

付 則（令和5年条例第32号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（児童福祉施設に係る経過措置）

- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、第3条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧児童福祉施設基準条例」という。）別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第1項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例別表第10第1項第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび同項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例別表第10第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表第1（第6条関係）

（一部改正〔平成26年条例78号・29年10号・令和3年4号・25号・4年20号・5年18号・6年3号〕）

- 1 児童福祉施設の構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。
- 2 職員の資質の確保等
 - (1) 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものであること。
 - (2) 職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。
 - (3) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 3 他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員
 - (1) 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。
 - (2) 前号の規定は、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 人権への配慮等
 - (1) 設置者は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。
 - (2) 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - (3) 設置者は、入所者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしないこと。

- (4) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

5 衛生管理等

- (1) 設置者（障害児入所施設および児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者を除く。次号において同じ。）は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うよう努めること。
- (3) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。）は、当該障害児入所施設等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

イ 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

- (4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (5) 設置者は、当該児童福祉施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

6 非常災害対策

- (1) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。）は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。

- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。
- (3) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。第7号において同じ。）は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。
- (4) 施設長（障害児入所施設等の施設長に限る。以下この項において同じ。）は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。
- (5) 施設長は、第3号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を職員に周知すること。
- (6) 施設長は、避難および消火に関する訓練を毎月1回、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。
- (7) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。第4号において同じ。）は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号、次号および第4号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 施設長（障害児入所施設等の施設長を除く。次号において同じ。）は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。
- (5) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。第8号において同じ。）は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する障害児入所支援または児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号、次号および第8号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (6) 施設長（障害児入所施設等の施設長に限る。次号において同じ。）は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (7) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(8) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

8 安全計画の策定等

- (1) 設置者（助産施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの設置者を除く。第5号において同じ。）は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長（助産施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの施設長を除く。次号において同じ。）は、安全計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の安全の確保に関して入所者の保護者との連携が図られるよう、入所者の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- (5) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

9 自動車を運行する場合の入所者の所在の確認

- (1) 施設長は、入所者の児童福祉施設の外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。
- (2) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に入所者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて入所者の所在の確認を行うこと。

10 食事

- (1) 設置者（助産施設の設置者を除く。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第3項の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねて

いる他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行うこと。

- (2) 食事は、栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものとすること。
- (3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。ただし、少数の児童等を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 施設長は、児童等の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めること。

11 健康診断

- (1) 施設長（児童厚生施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターの施設長を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。
- (2) 前号の定期の健康診断は、少なくとも1年に2回行うこと。
- (3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

- (4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。
- (5) 設置者は、職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者に対して特に注意を払うこと。

- ## 12 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」

という。)を次に掲げるところにより管理すること。

- (1) 入所中の児童等に係る金銭(以下この項において「児童等に係る金銭」という。)を当該児童等のその他の財産と区分すること。
- (2) 児童等に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童等に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該児童等が児童福祉施設を退所した場合には、速やかに、児童等に係る金銭を当該児童等に取得させること。

13 設置者(保育所の設置者を除く。)は、次に掲げる事項について必要な規程を定めること。

- (1) 入所者の援助に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項

14 設置者は、職員、財産、収支および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。

15 運営内容の公表等

- (1) 施設長は、地域社会との交流および連携を図り、児童等の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めること。
- (2) 施設長は、児童福祉施設の運営について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

16 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

17 苦情への対応

- (1) 設置者は、その行った援助に関する入所者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。)は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。
- (3) 設置者は、その行った援助に関し、都道府県または市町村(特別区を含む。以下同

じ。)から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(4) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

18 設置者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

別表第5（第6条関係）

（一部改正〔平成26年条例7号・78号・28年11号・令和2年20号・3年4号・5年18号・32号〕）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 保育所の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。

(2) 設置者は、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号ウにおいて同じ。）、調理室および便所を設けること。

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 乳児室またはほふく室

(ア) ほふくをしない乳児または第1号の幼児1人当たりの床面積は1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児または同号の幼児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

イ 保育室または遊戯室

(ア) 前号の幼児1人当たりの床面積は、1.98平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

ウ 屋外遊戯場の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあつては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては次に掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては、耐火建築物）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有す

		<p>る屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>(4) 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合（屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあつては、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合に限る。）における同条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されて

いること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。

カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第10項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該保育所の長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児の発育および発達の過程に応じ

て食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

- (6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第10項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2 職員

- (1) 設置者は、保育士、嘱託医および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。
- (2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、保育時間を通じて常時2人を下ることはできない。
- ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数
- イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数
- ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数
- エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数
- (3) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

3 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めること。

4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うこと。

5 運営規程の整備

- (1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。
- (2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 保育所の目的および運営の方針

- イ 職員の職種、員数および職務の内容
- ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日
- エ 利用定員
- オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由
- カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項
- キ 緊急時における対応方法
- ク 非常災害対策
- ケ 虐待の防止のための措置に関する事項
- コ その他保育所の運営に関する重要事項

(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。

- ア 乳児
- イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児
- ウ 満3歳以上の幼児

6 運営の評価等

- (1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。
- (2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。
- (3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。

7 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。